Chromebook(クロームブック)活用のルール

I 学校内外での使い方

1 使用上の注意点

- (1)入学時に購入した Chromebook を使用する。
- (2)各端末には「個人識別番号」が設定されている入学時に購入した Chromebook を使用する。
- (3)機器は自己管理とし、紛失、盗難、落下、浸水などに注意する。
- (4)持ち運びや保管時には、画面に強い圧力がかからないようにする。
- (5)高温や多湿の場所に置かない。
- (6)地面に直接置かない。
- (7)端末に磁石を近づけない。
- (8)決められたペンや指以外で画面を触れない。
- (9)接合部分は弱いので、丁寧に充電器等のコードの付け外しをする。
- (10)画面とカバーの間に紙やペンを挟まない。
- (11)持ち運び用に各自で端末専用の袋を用意する。
- (12)教材やノートと同様、学校生活の様々な場面で「学習道具」として活用する。
- (13)各自の端末の充電は、自宅で行う。帰宅したら必ず充電をする。
- (14)端末は、自己責任、自己管理で運用する。
- (15)教室から移動する際には、持っているか、ロッカーに入れ、鍵をかけて保管・管理する。
- (16) 授業以外の使用は、教師の許可を得る。休憩時間中は基本的には使用せず、目と体を休める。
- (17)学校や家庭以外では原則使用しない。
- (18)長時間使用し続けない。また、できるだけ就寝前には活用せず、寝付きが悪くならないように意識する。
- (19)担当教師の指示がない限り、スマートフォンの代用は禁止する。

2 禁止されていること

- (1)自分の端末の家族以外の人への貸し出し
- (2)端末を持って走ったり、画面を操作しながら歩いたりしない
- (3)飲食しながらの使用
- (4)登下校中はバッグから出さない
- (5)学校での充電は禁止する
- (6)学校関係情報の漏洩、SNSでのつぶやきや動画配信も禁止とする
- (7)指示がない限り、端末から音を出さない

3 個人のアカウント

- (1)この端末では、教育委員会から割り当てられた「学習用アカウント」(Google)とロイロノート用のアカウントを使用する。指示されたもの以外の私的な(個人で作った)アカウントは使用しない。
- (2)同じアカウントを使えば、自宅 PC でもクラウドに保存したデータの活用や学校とのやり取りができる。
- (3) I Dやパスワードは絶対に他人に知られないようにする。

4 インターネット環境

- (1)学校内では、校内Wi-Fiに接続して使用する。
- (2)校内Wi-Fiの接続に時間がかかる場合は、接続できるまで待つ。
- (3)本校で登録した端末以外は、校内ネットワークには接続できない。
- (4)自宅でのWi-Fi接続用のID等は、家庭の機器マニュアル等で確認する。
- (5)飲食店や駅等の「公衆無線LAN」には接続しない。

5 授業での使用について

- (1)授業等では、「学習目的」(調べる、まとめる等)で端末を使用することができる。
- (2)写真や動画は、教育活動(学習活動、部活動、委員会活動等)に関わるもののみ記録することができる。ただし、無断で人や授業、行事など、活動を撮影することはできない。
 - * 人や人の作品の撮影は本人の許可を得る。
 - * 授業中の「撮影」(板書画像・映像)は、授業担当教員に必ず可否を尋ねる。
 - * 撮影が許可された場合であっても、それをSNS等にアップロードしてはならない。
 - * 校内で、学習以外の情報検索をしたり、動画を視聴したりしない。

6 不具合や故障

- (1)端末やネットが使えなくなり、再起動をしても元に戻らない時や、故障、紛失が生じた場合は、すぐに担任と保護者に知らせる。
- (2)メーカーへの修理等の依頼は、保護者が行う。学校では行わない。

7 その他

すべての場面において、スマートホンでの代用は禁止する。ただし、担当教師の指示が あった場合はその指示に従うこと。

Ⅱ 本校の生徒指導規定(絶対にやってはいけないこと)

以下の内容は、生徒指導内規に基づいた特別な指導や警察対応になることがあります。

1 法律違反

- (1)他者の個人情報を盗むこと
- (2)サーバなどに不正にアクセスすること
- (3) 盗撮、盗聴
- (4)その他、法律等に違反していること

2 乗っ取り

- (1)他人のパスワードや作品を使用
- (2)他人の SIM カードと入れ替え
- (3)不正遠隔操作
- (4)その他、乗っ取りとみられる行為

3 無断撮影

- (1)他人や他人の提出物や黒板、ノートの写真、家や持ち物などの写真を撮る。
- (2)学校で撮影した画像や映像をネット上にアップすること。例)肖像権、人の名前や生徒番号等の個人情報が入り込む恐れあり

4 盗用・剽窃(ひょうせつ)

- (1)他者(生徒同士を含む)の文章・画像・答え等を、(引用元を明記せずに)コピーして無断で使用。
- *「○○参照」「○○より引用」(雑誌名や著者名などの情報)などと情報元を示す必要がある。

5 目的外使用

- (1)学習活動を含む学校での活動に関係ない使い方
- (2)保存してある他人のデータを無許可で操作
- (3)ネットを利用したいじめ
- (4)誹謗中傷を行う。例) 匿名での悪質な書き込み
- (5)その他、目的外使用と認められるもの

6 その他

学校長が教育上「指導が必要」と判断したもの

Ⅲ ICTにかかわる法令の例

1 名誉毀損・侮辱罪

悪評の流布 なりすまし SNSで他人などの悪口を匿名で投稿する

2 業務妨害

悪評の流布 犯行予告 嫌がらせなどを他人に広める

3 不正アクセス法

他人のアカウントへの不正ログイン 友人のアカウントでのログイン

4 違法アップロード・ダウンロード

自身が著作権を持たないデータ・画像・動画等のアップロード 違法アップロードだと知りながら自身のタブレット等へのダウンロード

5 プライバシーの侵害

個人情報の漏洩

6 わいせつ物頒布罪もしくは児童ポルノ禁止法違反

自撮りを含むわいせつ画像・動画の拡散

7 ウイルス作成・提供罪

コンピュータ·ウイルスやコンピュータ·ウイルスのプログラム (ソースコード) の作成、公開、提供